

＜養育費請求調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※両親が離婚していない場合に子の養育費の支払を求める場合には、夫婦関係調整（離婚）や婚姻費用の分担の調停の中で話し合いをすることができます。

※養育費に関する手続案内について、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。（養育費の算定表に関しても、サイト内に掲載されています。）

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html



2 申立てに必要な費用

☐ 収入印紙・・・対象となる子1人につき1200円

☐ 連絡用の郵便切手・・・合計1,100円分

（内訳 140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×20枚）

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

※注意 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないでください。

(1) 申立てに必要な書類

☐ 申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。そのうち2通を裁判所に提出してください。

○ 申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください。

☐ 事情説明書1通

☐ 連絡先等の届出書1通

☐ 進行に関する照会回答書1通

☐ 子の戸籍謄本(全部事項証明書)1通

→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停進行中の提出書類等

① 必ず提出していただく書類等

次の書類は、第1回調停期日までに提出してください。

☐ 収入に関する書類等

→源泉徴収票写し、給与明細写し（直近3か月分のもの）、確定申告書写し、非課税証明書写し等、あなたの収入が分かるもの

☐ 過去の養育費に関する取決めや支払状況に関する書類等

→過去の公正証書、審判書、判決書、調停調書等

② その他の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 養育費請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）してコピーを取り、そのコピーを提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）でとめて、一体として提出してください。

相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

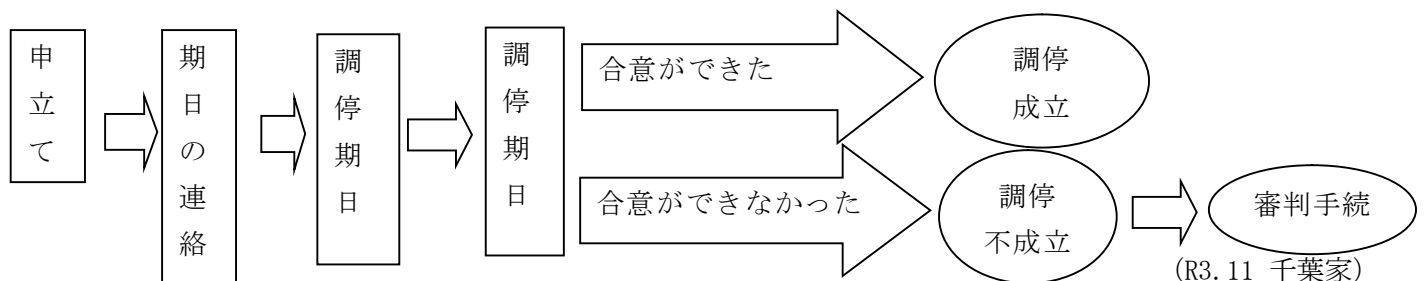
4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度（進行によっては更に長くかかる場合もあります。）です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

調停期日においては、開始時と終了時に、調停室で双方当事者立会いもとに、手続の説明、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行うことがあります。支障がある方は、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。



この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		☒ 調停 家事 申立書 事件名 ☐ 審判		子の監護に関する処分 ☒ 養育費請求 ☐ 養育費増額請求 ☐ 養育費減額請求	
		(この欄に子1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください。)			
この申立書を提出する裁判所名		印紙		(貼った印紙に押印しないでください。)	
この申立書を作成した日		千葉 家庭裁判所 御中		申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	
令和〇〇年〇月〇〇日		乙川 春子		(印)	
添付書類		(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) ☒ 子の戸籍謄本 (全部事項証明書) ☒ 申立人の収入に関する資料 (源泉徴収票, 給与明細, 確定申告書, 非課税証明書) ☐			
申立人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市×××〇丁目〇番〇号 ハイッ〇〇 (〇〇〇方)			
	フリガナ氏名	オツカワ ハルコ 乙川 春子			
相手方	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市〇〇区×××〇丁目〇番〇号 〇〇アパート〇〇号 (〇〇方)			
	フリガナ氏名	コウノ タロウ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇月〇日生 (〇〇歳)			
対象となる子	住所	☒ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()		平成〇〇年〇月〇日生 (〇〇歳)	
	フリガナ氏名	オツカワ イチロウ 乙川 一郎		令和〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()		平成〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	フリガナ氏名			令和〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()		平成〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	フリガナ氏名			令和〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
養育費(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。□の部分は、訂

金額がはっきりしないときは、「相当額」を選択してください

申 立 て の 趣

(☒相手方 / ☐申立人) は、(☒申立人 / ☐相手方) に対し、子の養育費として、次のとおり支払うとの(☒調停 / ☐審判) を求めます。

- ※ 1 1人当たり毎月 (☒ 金 〇〇 円 / ☐ 相当額) を支払う。
2 1人当たり毎月金 〇〇 円に増額して支払う。
3 1人当たり毎月金 〇〇 円に減額して支払う。

初めて同居をした日

申 立 て の 理

同 居 ・ 別 居 の 時 期

同居を始めた日…… 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 別居をした日…… 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

別居している場合、直近の別居をした日

養 育 費 の 取 決 め に つ い て

- 1 当事者間の養育費に関する取り決めの有無
☐あり(取り決めた年月日：平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日) ☒なし
- 2 1で「あり」の場合
(1) 取決めの種類
☐口頭 ☐念書 ☐公正証書
☐調停 ☐審判 ☐和解 ☐判決 → { 家庭裁判所 (☐支部 / ☐出張所)
平成・令和 〇〇 年 (家 〇〇) 第 〇〇 号 }
- (2) 取決めの内容
(☐相手方 / ☐申立人) は、(☐申立人 / ☐相手方) に対し、平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで、子1人当たり毎月 〇〇 円を支払う。

養 育 費 の 支 払 状 況

- ☐ 現在、1人当たり1か月 〇〇 円が支払われている(支払っている)。
☐ 平成・令和 〇〇 年 〇〇 月まで1人当たり1か月 〇〇 円が支払われて(支払っていたがその後(☐ 〇〇 円に減額された(減額した) / ☐ 支払がない)。
☒ 支払はあるが一定しない。
☐ これまで支払はない。

養育費の増額または減額を必要とする事情(増額・減額の場合のみ記載してください。)

- ☐ 申立人の収入が減少した。 ☐ 相手方の収入が増加した。
☐ 申立人が仕事を失った。
☐ 再婚や新たに子ができたことにより申立人の扶養家族に変動があった。
☐ 申立人自身・子にかかる費用(☐学費 ☐医療費 ☐その他)が増加した。
☐ 子が相手方の再婚相手等と養子縁組した。
☐ その他 (〇〇)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		☐ 調停 家事 申立書 事件名 ☐ 審判	子の監護に関する処分 ☐ 養育費請求 ☐ 養育費増額請求 ☐ 養育費減額請求
収入印紙 円		(この欄に子1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください。)	
予納郵便切手 円			
(貼った印紙に押印しないでください。)			

千葉家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
---------------------------	-----------------------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) ☐ 子の戸籍謄本(全部事項証明書) ☐ 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書、非課税証明書の写し等) ☐	準口頭

申立人	住所	〒 - (方)	
	フリガナ	昭和 年 月 日生	
相手方	住所	〒 - (方)	
	フリガナ	昭和 年 月 日生	
対象となる子	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ		令和 (歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ		令和 (歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ		令和 (歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ		令和 (歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
養育費(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨	
(☐ 相手方 / ☐ 申立人) は、(☐ 申立人 / ☐ 相手方) に対し、子の養育費として、次のとおり支払うとの (☐ 調停 / ☐ 審判) を求めます。	
※ 1	1人当たり毎月 (☐ 金.....円 / ☐ 相当額) を支払う。
2	1人当たり毎月金.....円に増額して支払う。
3	1人当たり毎月金.....円に減額して支払う。

申 立 て の 理 由	
同 居 ・ 別 居 の 時 期	
昭和 同居を始めた日…平成.....年.....月.....日 令和	昭和 別居をした日…平成.....年.....月.....日 令和
養 育 費 の 取 決 め に つ い て	
1 当事者間の養育費に関する取り決めの有無 ☐ あり (取り決めた年月日：平成・令和.....年.....月.....日) ☐ なし	
2 1で「あり」の場合 (1) 取決めの種類 ☐ 口頭 ☐ 念書 ☐ 公正証書 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 和解 ☐ 判決 → (.....家庭裁判所..... (☐ 支部 / ☐ 出張所) 平成・令和.....年(家.....)第.....号)	
(2) 取決めの内容 (☐ 相手方 / ☐ 申立人) は、(☐ 申立人 / ☐ 相手方) に対し、平成・令和.....年.....月 から.....まで、子1人当たり毎月.....円を支払う。	
養 育 費 の 支 払 状 況	
☐ 現在、1人当たり1か月.....円が支払われている (支払っている)。 ☐ 平成・令和.....年.....月まで1人当たり1か月.....円が支払われて (支払って) いたがその後 (☐円に減額された (減額した) 。 / ☐ 支払がない)。 ☐ 支払はあるが一定しない。 ☐ これまで支払はない。	
養育費の増額または減額を必要とする事情 (増額・減額の場合のみ記載してください。)	
☐ 申立人の収入が減少した。 ☐ 相手方の収入が増加した。 ☐ 申立人が仕事を失った。 ☐ 再婚や新たに子ができたことにより申立人の扶養家族に変動があった。 ☐ 申立人自身・子にかかる費用 (☐ 学費 ☐ 医療費 ☐ その他) が増加した。 ☐ 子が相手方の再婚相手等と養子縁組した。 ☐ その他 (.....)	

事情説明書（養育費）

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

令和 年 月 日 申立人

[illegible]

令和 年 (家) 第 号

連絡先等の届出書

令和 年 月 日

☐申立人 ☐相手方（氏名）

印

標記の事件について、連絡先等として、次のとおり届出をします。

※あてはまる項目の□にレ点をつけてください。

[illegible]

連絡先等の届出書について

連絡先等の届出書（以下「本届出書」といいます。）は、裁判所があなた宛てに文書等を送付したり、電話連絡をするために、送付先・電話番号を教えてください。申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。

1 本届出書に非開示を希望する部分がある場合

本届出書に非開示を希望する部分がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」を作成して、ステープラー（ホッチキス）でとめて一体として提出してください。

2 本届出書の送達場所の届出欄について

送達場所の届出は、家事事件手続法36条が準用する民事訴訟法104条に規定された送達場所を届け出るものです。裁判所が送付する書面のほとんどは、本届出書で届け出られた書類送付場所宛てに普通郵便で送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる住所を送達場所の届出欄に正確に記載してください。また、送達場所として届け出た場所で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることもできます。

届出送達場所宛てに裁判所が書面を送達し、不在や転居などの理由によりあなたや送達受取人が実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

一度送達場所の届出をすると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載された場所に限定され、改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されませんので、ご注意ください。

進行に関する照会回答書（申立人用）

【この書面は反対当事者等
には開示されません。】

この書面は、調停・審判を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(複数可)、空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

令和 年 月 日 申立人

1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	☐ ある(そのときの相手方の様子にチェックしてください。) ☐ 感情的で話し合えなかった。 ☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 ☐ 態度がはっきりしなかった。 ☐ その他 () ☐ ない(その理由をチェックしてください。) ☐ 全く話し合いに応じないから。 ☐ 話し合っても無駄だと思ったから。 ☐ その他 ()					
2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	☐ 応じらると思う。 ☐ 応じないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)				
3 調停・審判は円滑に進められると思いますか。	☐ 進められると思う。 ☐ 進められないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)				
4 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	☐ 伝えた。 ☐ 伝えていない。 ☐ すぐ知らせる。 ☐ 自分からは知らせるつもりはない。 ☐ 自分からは知らせにくい。					
5 当事者双方の勤務先があれば書いてください。	申立人 勤務先の名称： 相手方 勤務先の名称：					
6 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 ☐ 大声で怒鳴る・暴言をはく。 ☐ 物を投げる。 ☐ 殴る・蹴る。 ☐ 凶器を持ち出す。 (1) それはいつ頃のことですか。 _____ 頃 から _____ 頃 まで (2) 頻度はどのくらいですか。 _____ 回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 ☐ ない ☐ ある(ケガや症状等の程度) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 ☐ 申し立てる予定はない。 ☐ 申し立てる予定である。 ☐ 申し立てたが、まだ結論は出ていない。 ☐ 申し立てたが、認められなかった。 ☐ 認められた。 ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について ☐ 裁判所で暴力をふるうおそれはない。 ☐ 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 ☐ 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。					
7 調停・審判期日の差支え日等があれば書いてください。	申立人の ☐ 希望日	曜日	午前・午後	☐ 差支え日	曜日	午前・午後
※ 調停・審判は平日の午前または午後に行われます。	相手方の ☐ 希望日	曜日	午前・午後	☐ 差支え日	曜日	午前・午後
	(※分からなければ記載しなくてもかまいません。)					
8 当事者双方の立会いのもとで、裁判所から調停手続に関する説明をすることにつき、支障があれば、具体的な事情を記入してください。						
9 8のほか、裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容を書いてください。						